



# 消費者庁より注意喚起！

## 在宅ワーク事業者2社に関する注意喚起

### 在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる

平成27年12月以降、在宅ワークの提供をうたう事業者に係る相談が、各地の消費者センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社システムネット」又は「株式会社ビジネスシステム」との取引において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

現商号 (旧商号)	株式会社システムネット	株式会社ビジネスシステム (株式会社ビジネスネット)
所在地	東京都中央区日本橋兜町 17-1-7F	東京都港区虎ノ門 2-7-10-2F
代表者	尾田 寛	伊藤 明
URL	<a href="http://sys-tem-net.com">http://sys-tem-net.com</a>	<a href="http://biz-n.com">http://biz-n.com</a>

※同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください

### 勧誘の手口

- ①ウェブサイトで勧誘します。（好条件で在宅ワークをあっせんできるとうたい、勧誘）
  - ・「WEBサイトのキャッチフレーズや文章の作成が主で、テキストをスマートフォンやPCで納品するだけ！」
  - ・「場所を選ばずできるので、家でも外出中でも、お仕事が出来ます！」
  - ・「日払い可能！報酬が日払い可能となるため、働いたその日から入金されます。」など
- ②研修を通じて、消費者を稼げる気にさせます。
- ③契約時になって突然、高額な初期費用を請求します。
  - ・〇〇万円は確実に稼げる、返金保証もある。などと初期費用を支払うよう説き伏せる。
- ④バージョンアップの名目で、高額な追加費用を請求します。

- 2社は所在地に存在せず、法人登記もありません。
- 2社の作成したホームページに、説明されるような機能はなく、収益を上げることはできません。
- 契約時や契約後に突然、多額のお金の支払いを求める事業者には注意しましょう！
- 将来の利益を保証したり、それを前提に多額のお金を支払わせようとする、お金を借りさせて支払わせようとする事業者には、十分注意しましょう！